2019 年度事業計画

1. 評価事業の円滑な実施に向けた事業活動

2020 年度に試行評価を実施する予定としており、試行評価の円滑な実施に向けて、以下の事業にとり組む。

1) 評価ハンドブックの作成

評価基準検討委員会で作成した「看護学教育評価基準」を踏まえ、受審校や評価員に向けた「手引き」を含むハンドブックを作成する(6月末、評価委員会)。

2) 試行評価受審校の募集・決定、説明会の実施

試行評価を受審する大学3~4校を募集し、5月理事会において決定し通知する。 受審校に向けた、評価プロセスや評価基準についての説明会を7月19日に開催する。

3) 評価員の養成

会員校の学部長等に評価員の推薦を依頼し、9月に5ブロックで開催する評価員研修(基 礎研修)に参加してもらう。その後、評価員として登録する。

2. 機構の基盤整備

6月17日現在97校の入会である。評価事業を推進していくために必要な事務機能を充実 させ、スピード感のある事業展開を目指すために、機構の基盤整備に努めていく。

1) 会員校の増加

ホームページの充実や説明会等により本機構の会員になること、分野別評価の受審が教育の充実につながり、大学や所属する教員、学ぶ学生にとって意義ある機会になることを広報し、会員数の増加に努める。

2) 規程類の整備

今年度中に種々の規程・規則・申し合わせ等を整備する。

3) 評価事業の基盤づくり

当初試行評価は 2020 年度 1 年間を予定していたが、評価の経験を積み、評価基準等の 見直しのうえ評価システムを堅固なものとして構築するには 2 年は必要であると考え、 次のように変更することとした。

- ① 試行評価を2年間とし、2年目(2021年度)試行評価受審料を120万円とする
- ② 受審校数を当初計画の2倍程度の14.5校とする。

この計画に沿って、評価事業の進め方を柔軟に軌道修正していく。評価事業を直接担う 評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会のさらなる連携連動を図り、評価事業を軌道に乗せていく基盤整備に努める。

4) 事務体制と機能の明確化・充実

財政の許す範囲で事務職員の増員を図り、薬学教育評価機構等からの情報を得るなどして、事務体制と機能の充実を図る。